

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

生活困窮者自立相談支援事業等業務

### (2) 業務内容

以下アからウまでの業務を一体的に実施する。

#### ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の相談に広く対応し、生活及び就労等に関する問題の解決を図るための支援並びに、各種支援制度の利用について関係機関との連絡・調整を行う。

#### イ 家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、当該相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再建されるよう、他の関係機関との連携を含めた支援を包括的に行う。

#### ウ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対し、一時的な住居、食事、衣服の提供を行う。

## 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 委託額

委託業務に係る委託額は、51,703,000円（消費税等含む。）を上限とする。

#### 5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

#### 6 手続等

##### (1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326

Eメール chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

###### ア 配布日時

令和6年2月16日（金）から同年2月28日（水）まで

###### イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html>)

##### (3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書（様式第1号）を提出すること。

###### ア 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時必着

###### イ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

##### (4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

###### ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

###### イ 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時（必着）

###### ウ 提出方法

上記(1)に書留郵便又は持参

##### (5) 提出書類による企画提案の説明

###### ア 日時

令和6年3月11日（月）の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館 7階第3会議室

ウ 詳細な時間については、該当者に対して通知する。

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書、審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。